

赤穂市入札監視委員会
令和7年度第1回委員会議事概要書

開催日及び場所	令和7年8月5日(火) 市役所3階 303会議室	
委員	有田 伸弘 (関西福祉大学講師) 羽田 由可 (弁護士) 常念 由貴子 (司法書士) 三木 智夫 (兵庫県職員)	
審議対象期間	令和6年10月1日 から 令和7年3月31日 まで	
報告事項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報など不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止などに関する苦情・申立ての状況	
審議事項 (協議事項など)	(1) 抽出案件の審議	
抽出案件	4 件	案件名
一般競争入札	(工事) 1 件	野中・砂子土地区画整理事業 給水管分岐工事 (建設部区画整理課)
	(委託)	
指名競争入札	(工事)	
	(委託) 1 件	赤穂駅大石神社線外高木剪定業務委託 (建設部土木課)
	(物品)	
随意契約	(工事)	
	(委託) 1 件	斎場庭園剪定業務委託 (市民部美化センター)
	(物品) 1 件	大気汚染常時監視局測定装置用交換部品一式 (市民部環境課)
委員からの意見・質問、それに対する回答	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	【意見】 審査した4件とも契約は適切に行われている。	

意見・質問	回答
審議事項	
①野中・砂子土地区画整理事業 給水管分岐工事(建設部区画整理課)	
<p>入札者が1者だけであり、競争入札と言えないと思うが、その辺りはどうなのか。また、なぜ1者しか入札がなかったのか。</p> <p>募集情報の応募資格要件の③で、本店、本社の所在地が赤穂市内であることとあるが、仮にこれが1者しか該当が無い場合は、1者随契になってしまうということか。</p>	<p>競争入札において、入札者が1者であっても有効な入札として取扱っている。また、1者しか入札がなかった理由については、手持ち工事数の関係や下請の状況を加味した結果と推察される。</p> <p>該当する市内業者が無いか又は1者の場合は、本店、本社の所在地を赤穂市内に限定せず兵庫県内であることとし、地域性を広げて、競争性を担保した上で入札を実施している。</p>
②赤穂駅大石神社線外高木剪定業務委託(建設部土木課)	
<p>造園工事業の建設業許可を受けている市内業者が7者ということなのか。また、7者の選定理由が、黒松剪定の豊富な知識と実績を有するとあるが、どのように判断したのか。</p> <p>街路樹剪定の頻度はどれくらいなのか。</p> <p>赤穂駅大石神社線については、指名する業者は必ずこの7者なのか。</p> <p>選定理由が客観的に分かる資料があれば良いのだが。</p>	<p>造園工事業の建設業許可を受けている市内業者は7者以外にもある。また、7者の選定理由は、専ら庭木の剪定や造園業務を行っている業者であり、景観的にも正しい知識と技術を持った業者を選定した。</p> <p>基本的に市内一円を対象に年1回実施しており、赤穂駅大石神社線については、2年に1回、半分ずつ実施している。</p> <p>今後も必ずこの7者とは限らないけれども、基本的にはこの7者を指名していくということになる。</p> <p>どのような資料が良いのか、今後検討する。</p>

<p>③斎場庭園剪定業務委託(市民部美化センター)</p>	
<p>作業面積にしては、履行期間が長いのではないか。</p> <p>現場での作業が1日でこの金額を支払ったということなのか。作業員の人数がこの場では分からないということであるが、金額が高いような気がするが。</p> <p>本業務を赤穂市シルバー人材センターに依頼した理由は、高齢者の福祉の増進を図ることが大きいのか。また、障がい者施設ではなくて、赤穂市シルバー人材センターを選んだ理由は何か。</p>	<p>履行期間は令和7年1月15日から3月7日までであるが、現場での作業自体は1月30日の1日で終わっている。</p> <p>面積や本数はかなりの数になるため、多くの作業員が現場での作業を行ったと思われる。そのため、金額については妥当と考えている。</p> <p>そのとおりである。地方自治法施行令の随意契約の規定により、積極的にシルバー人材センター等に発注している。また、本業務はチェーンソーや草刈機、脚立を使った作業があるため、障がい者施設ではなくシルバー人材センターを選んでいく。</p>
<p>④大気汚染常時監視局測定装置用交換部品一式(市民部環境課)</p>	
<p>本案件と類似した、随意契約の不落案件である大気中SO₂・SPM・オゾン濃度測定装置交換部品一式と指名競争入札の大気中SO₂・SPM・NO_x測定装置交換部品一式と本案件との関係性を説明してもらいたい。</p> <p>随意契約の不落案件の選定業者が4者で、本案件は2者だが、この違いは何か。</p> <p>測定装置の部品は、どれくらいの頻度で交換する必要があるのか。</p> <p>予定価格はどのように算出しているのか。</p>	<p>いずれも市内9か所の大気汚染常時監視局に設置している測定装置の定期交換部品を発注するものである。随意契約の不落案件の内容を見直して、再度随意契約を実施したものが本案件となる。また、測定装置のメーカーごとに、部品対応できる業者が異なるため、別案件として指名競争入札を実施している。</p> <p>随意契約の不落案件では辞退が2者あり、その2者の辞退理由が部品の取扱いがないということであったので、その2者を除く2者で本案件を実施した。</p> <p>月1回交換が必要な部品もあれば、1、2年に1回交換が必要な部品もある。</p> <p>本案件では、予算要求のタイミングで見積書を徴取し予算要求を行い、予定価格は予算に基づいて算出している。</p>